

られたりというものだけでは無く、公安警察にカメラで撮影され、名前を特定され、生活そのものを危険におかされたりすることも権力の暴力である。そんな、自らの生活と身体が危険にさらされ



る中、庶民はデモをするのです。庶民はなるだけ、デモに参加することを避けるのも、お上にたてつくことが直観的に自分の身を危険にさらすことであることを知っているからです。

まずもって、暴力にさらされているのは、デモをする庶民の側です。

僕たちが笛や太鼓や楽器を鳴らすことなど、威力として逮捕されることではありません！

瓦礫の試験焼却受け入れに抗議&阻止しようとした仲間に連帯と不当判決に抗議を！

笛や太鼓や楽器を鳴らして、楽しくやりましょう！わっしょい！わっしょい！

## 住民票を選挙権行使の条件とすること自体が憲法違反だ！

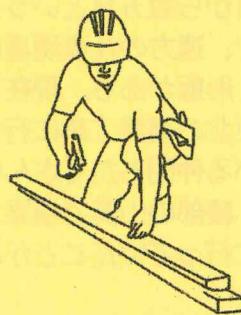
●いんば

2007年3月29日に釜ヶ崎の2088名の住民票が削除され、それによって多くの仲間の選挙権も奪われた。

しかし、憲法で保障された基本的な権利が奪われている状態について、大阪市は何一つ解決しようとせず、そのことに納得しない有志が大阪市と交渉し、投票所で地域に居住していることが確認できれば住民票を復活し、選挙権を認めると約束させた。

同年4月8日の統一地方選挙では、選挙権

を奪われた仲間に「選挙へ行って住民票を回復しよう」という呼びかけを行った。それ以降、選挙があるごとに同様の呼びかけを継続した。しかし2010年の参議院選挙では、大阪市に雇われたガードマンが萩ノ茶屋投票所前に阻止線を張った。それまでは支援者が付き添いで投票所内に入りできたが、その時はそれを認めなかった。そして投票所の静謐を破ったとして、翌年4月5日に7名の仲間を逮捕し、4名を起訴した。1審、2



審は被告側敗訴。現在3名が最高裁に上告中である。

これまで、選挙権と住民票の関係についていくつかの裁判が争われてきたが、これまでの裁判所の判断はおおむね「生活保護をとれば住所をつくることはできるのである